



著作権法による コンテンツ・セキュリティの保護

日本新聞協会 新聞著作権小委員会

2015年11月17日

インフォテック法律事務所

弁護士 山本 隆司

なぜコンテンツ・セキュリティ技術を著作権法で保護するのか

- 著作物の新たな利用形態の登場
- 著作物の需給バランス
- 欧米との保護水準の格差
- WIPO条約の保護義務
- 外圧 … TPP

1. 各国法制の比較

	WIPO条約	日本法	米国	EU
保護対象	著作権の行使	著作権の行使	著作物の利用 著作権の行使	著作物の利用
技術の特定	包括指定 （「効果的な」）	制限列挙 （信号・暗号）	包括指定 （「効果的な」）	包括指定 （「効果的な」）
禁止行為	（回避行為）	回避装置	回避行為 回避装置	回避行為 回避装置

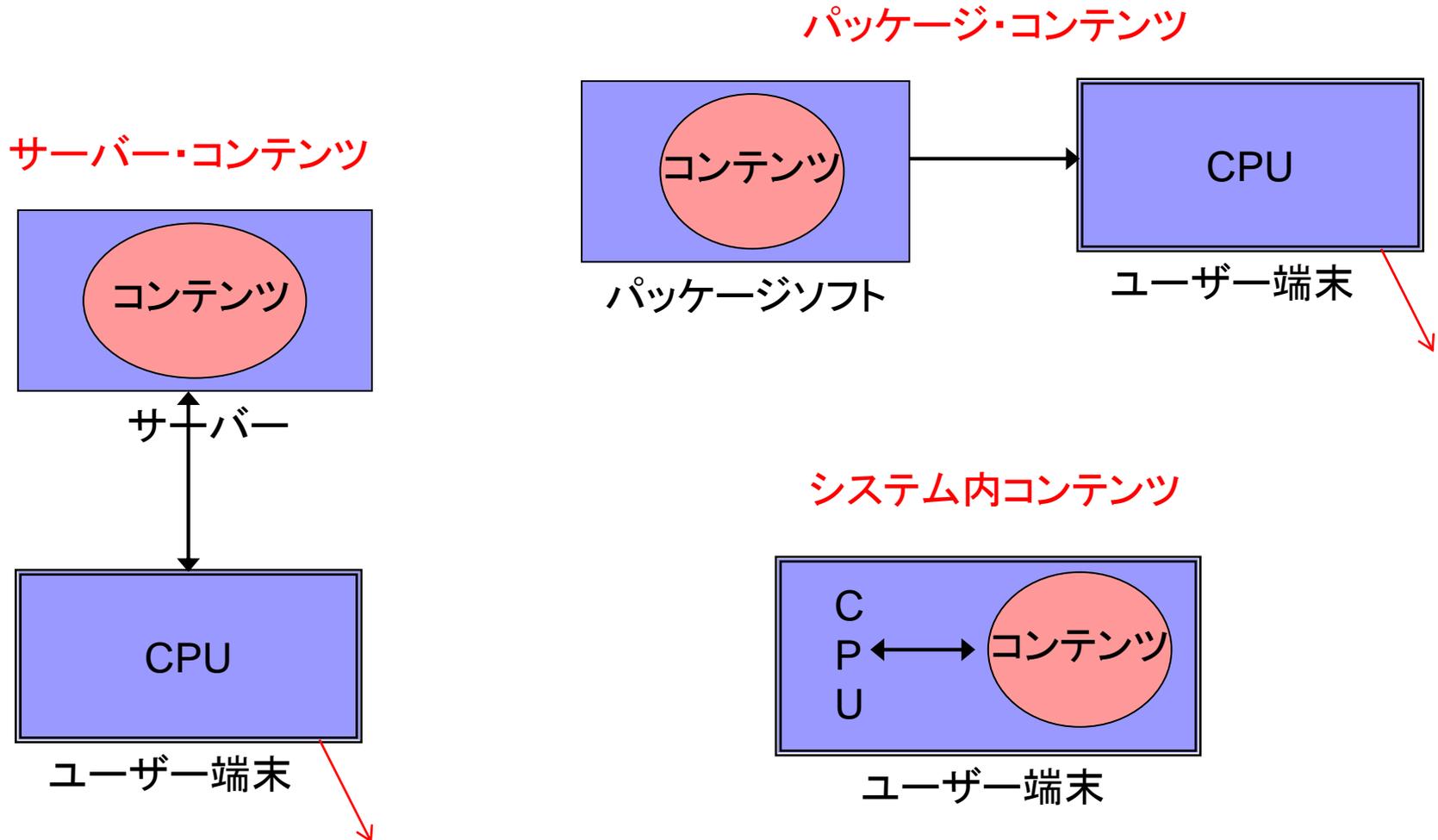
情報セキュリティの要素技術

	日本	米国	EU
暗号 (DES, AES; RSA)	△	○	○
認証 (ID/PW, secret handshake)	X	○	○
フラッグ (SCMS, CGMS)	○	△	△
誤作動信号 (CCCD, ACP)	○	△	△
監視プログラム (Warden)	X	○	○

各国法制の相違点

- 日本: 複製権等の利用を制限する信号と暗号化
- 欧米: 著作物の利用を制限する効果的な技術的手段

2. コンテンツ・セキュリティ技術の諸類型

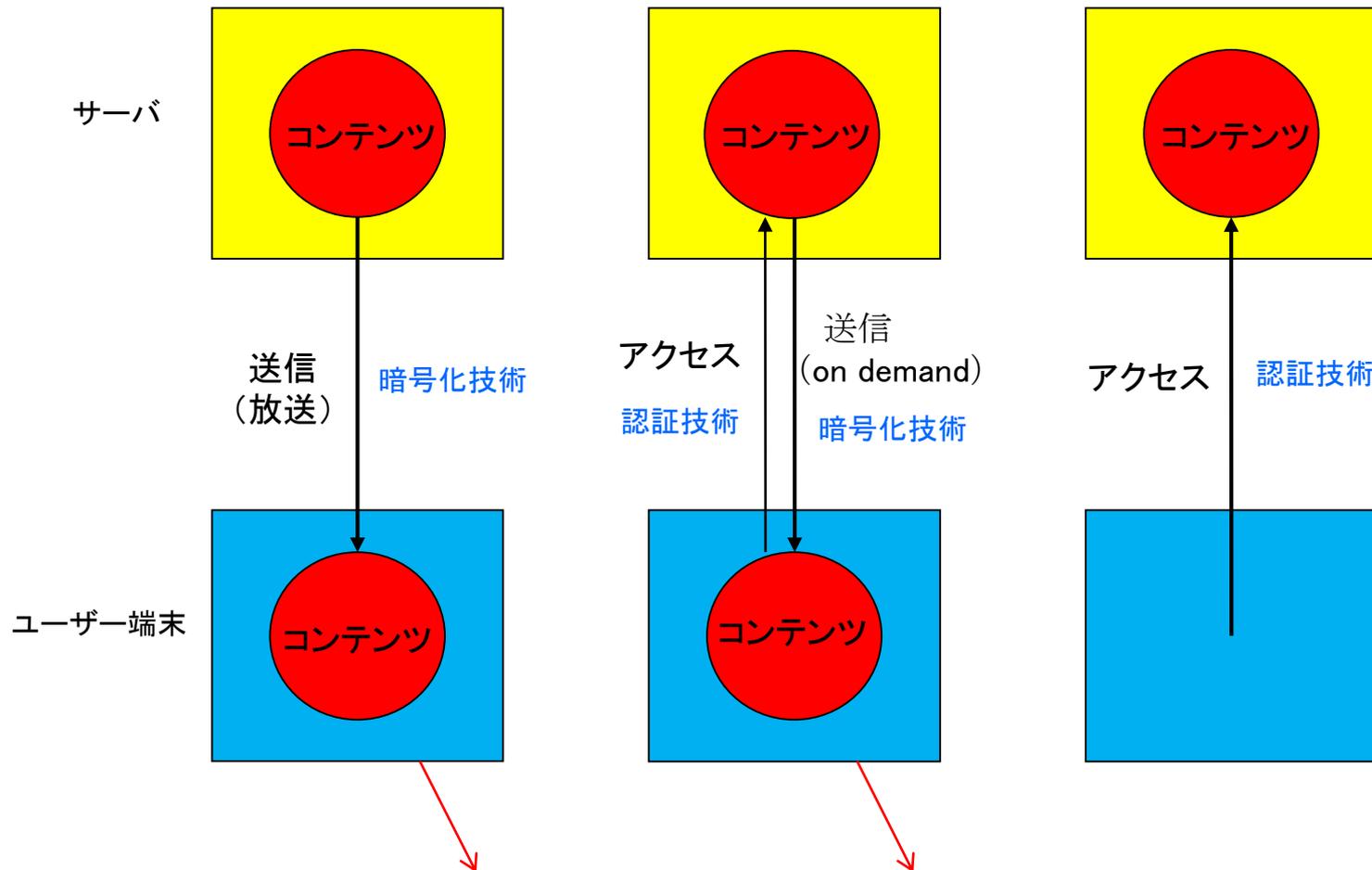


2.1 サーバー・コンテンツのセキュリティ

同時送信型

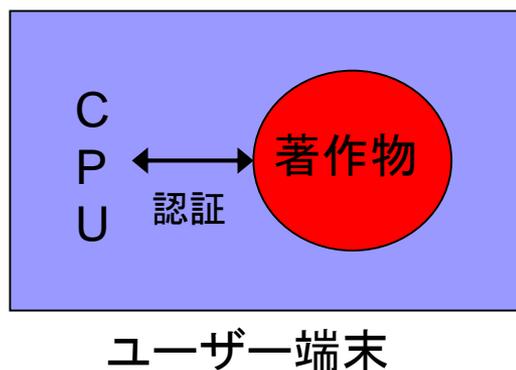
異時送信型

非送信型



2.2 システム内コンテンツのセキュリティ

- お試しソフト
- Chamberlain事件
- Lexmark事件
- Strage事件
- MGE事件



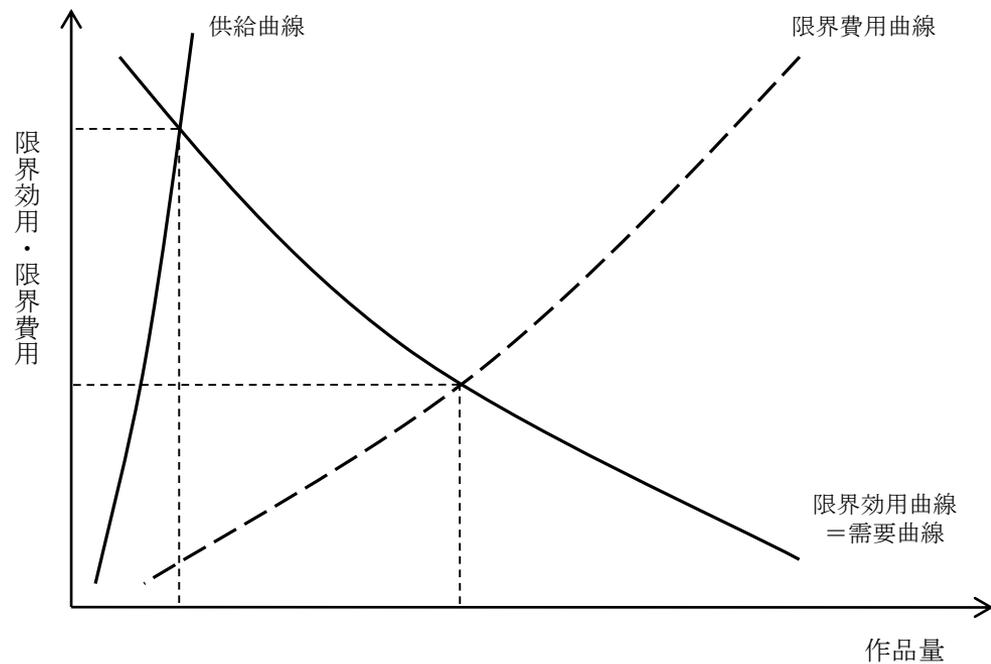
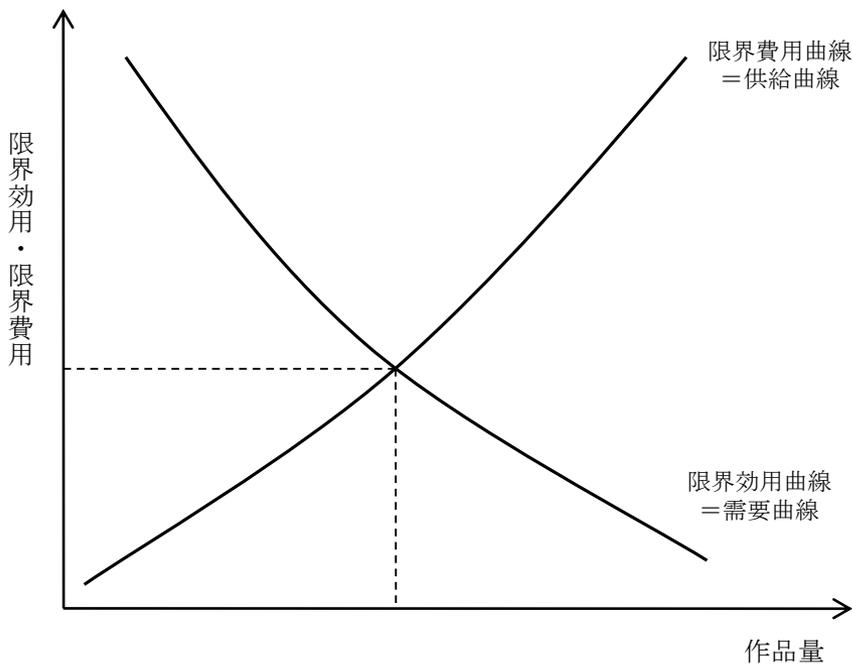
2.3 まとめ

- **異時送信型**および**非送信型のサーバー・コンテンツ**と、**システム内コンテンツ**は、技術の発展に伴って登場した新たな利用形態である。
 - 著作権は、市場を通じて、著作物に対する需要と供給を最適にする制度である。
 - 利用行為に権利を与えなければ過少供給を生ずる
- **非送信型のサーバー・コンテンツ**と、**システム内コンテンツ**は、**アクセス・コントロール**(認証その他)のみによって利用制限されている。
- **アクセス・コントロール**(認証その他)は、著作権法によって、**欧米**では保護されているが、**日本**では保護されていない。

3. 著作物における市場の失敗

有体物: 「物」自体に排他性
→物は商品となる
→市場の成立

著作物: 「利用」には排他性を欠く
→利用は商品とならない
→市場の失敗
...限界費用曲線と供給曲線の乖離



4. WIPO条約上の義務

- 非送信型サーバ・コンテンツへの**アクセス**を、公衆利用可能化権（広義の公衆伝達権）が保護する。...送信型しか保護していない
- **実演・レコード**のオンデマンド配信も、公衆利用可能化権が保護する。...保護していない
- 保護される技術的手段には、コピー・コントロールだけでなく、**アクセス・コントロール**も含まれる。...含めていない

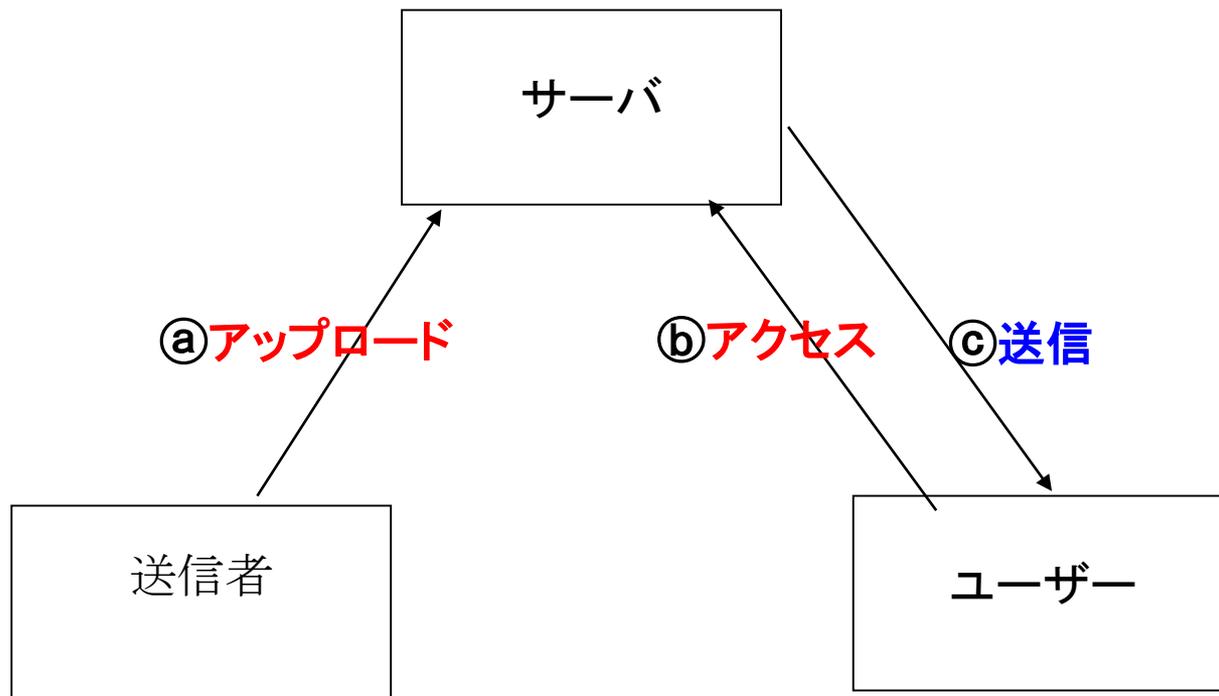
4.1 公衆伝達権

- WIPO著作権条約8条(公衆伝達権)
「…著作者は、その著作物について、有線又は無線の方法による**公衆への伝達**(公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物へのアクセスが可能となる方法にて当該著作物を当該**公衆の利用に供することを含む。)**を許諾する排他的権利を享有する。」
(... authors of literary and artistic works shall enjoy the exclusive right of authorizing any **communication to the public** of their works, by wire or wireless means, including the **making available to the public** of their works in such a way that members of the public may access these works from a place and at a time individually chosen by them.)
- WIPO条約の公衆伝達権(広義の「公衆伝達権」)
= **狭義の公衆伝達権**(**communication to the public**)
+ **公衆利用可能化権**(**making available to the public**)
- 狭義の公衆伝達権は、ベルヌ条約で放送など**同時送信**を意味していた。**異時送信**を含めるために公衆利用可能化権(**making available to the public**)を付け加えた。

	同時送信	異時送信	送信可能化？
WIPO条約	<p>狭義の Communication to the Public (公衆伝達権)</p>	<p>Making available (公衆利用可能化権)</p>	
日本法	<p>公衆送信権</p>		<p>送信可能化権</p>

公衆利用可能化権の意味

- 公衆利用可能化権 (making available to the public)
「the making available to the public of their works in such a way that members of the public may access these works from a place and at a time individually chosen by them」(WIPO条約8条)
- 公式訳
「公衆のそれぞれが選択する場所及び時期において著作物へのアクセスが可能となる方法にて当該著作物を当該公衆の利用に供することを含む。」 → ㉑または㉒
- 山本訳
「公衆のそれぞれが選択する場所から及び時期において著作物へのアクセスが可能となる方法にて当該著作物を当該公衆の利用に供することを含む。」 → ㉓



4.2 実演・レコードに対する公衆利用可能化権

■ WIPO実演・レコード条約10条

「Performers shall enjoy the exclusive right of authorizing **the making available to the public** of their performances fixed in phonograms, by wire or wireless means, in such a way that members of the public may access them from a place and at a time individually chosen by them. 」

- 同時送信に対する権利（公衆伝達権）はないが、異時送信に対する権利（**公衆利用可能化権**）はある。
- 公衆利用可能化権は、著作物を送信させ権利である前に、著作物に**アクセス**させる権利を意味する。

4.3 技術的手段の保護

■ WIPO著作権条約11条(技術的手段の保護)

「締約国は、著作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物について実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、この条約又はベルヌ条約に基づく権利の行使に関連して当該著作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める。」

■ 比較法

- 米国著作権法1201条(a)・・・アクセス・コントロールの保護
- EU情報社会指令6条・・・アクセス・コントロールの保護
- 日本著作権法・・・アクセス・コントロールを保護しない
ただし、コピー・コントロールのための暗号は保護する。

■ ポイント： 保護される権利

- 独仏・・・支分権は例示。アクセス権を含める解釈が可能
- 米国・・・1201条(a)(1)がアクセス権を創設するとの解釈
- 日本・・・支分権の制限列挙。アクセス権の規定なし。

5. TPPにおける論点

- アクセス・コントロールの位置づけ
...その保護する支分権をどのように定めるか
 - ① 被保護権利として、アクセス権を支分権に定めるか
 - ② 支分権を定めず、みなし侵害と位置づけるか
- 技術の種類を制限列挙するか、「効果的」なものを包括的に保護するか
- 回避行為を禁止するか、回避装置の製造等のみを禁止するか
- 例外規定をどのように定めるか
 - ① 権利制限を受ける使用のための回避も禁止するか
 - ② 固有の例外として何を挙げるか

6. 米国法の状況

■ 技術的手段の保護規定

- アクセス・コントロールの回避禁止・・・1201条(a)(1)
「(A) 何人も、本編に基づき保護される著作物へのアクセスを効果的にコントロールする技術的手段【AC】を回避してはならない。...」
- アクセス・コントロール回避装置等の取引禁止・・・1201条(a)(2)
「何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部分を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給またはその他流通させてはならない。
(A) 主として【AC】を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの。
(B) 【AC】を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。
(C) 【AC】を回避するために・・・販売されるもの。」
- コピー・コントロール回避装置等の取引禁止・・・ 1201条(b)
「何人も、以下のいずれかに該当するいかなる技術、製品、サービス、装置、部品またはそれらの一部を製造し、輸入し、公衆に提供し、供給またはその他流通させてはならない。
(A) 主として【CC】を回避することを目的として設計されまたは製造されるもの。
(B) 【CC】を回避する以外には、商業的に限られた目的または用法しか有しないもの。
(C) 【CC】を保護を回避するために・・・販売されるもの。」

■ 保護の制限

- 適用除外
- 著作権制限(フェア・ユース)との無関係
- 非営利図書館等に対する免責
- 政府の情報収集に対する免責
- リバース・エンジニアリングに対する免責
- 暗号化研究に対する免責など

裁判例の争点

- アクセス・コントロールの保護法益
…著作権法益説とアクセス独自法益説
- 技術の種類
…ファイル形式、プロトコル
- 「効果的」の意義
…脆弱性、裏口理論
- 禁止される「回避」行為の意義
…パスワードの盗取・貸与
- 侵害関連要件の要否
- フェア・ユースのための回避の可否
- 権利者による「許諾」の意義
…著作物の利用の許諾か、回避の許諾か
- 規制の合憲性



<http://www.itlaw.jp/ac.pdf>